

# 1. 基幹的広域防災拠点整備の背景

## (1) 国における基幹的広域防災拠点の整備等に関する動向

### ① 基幹的広域防災拠点の整備

基幹的広域防災拠点は、都道府県単独では対応不可能な広域かつ甚大な災害に対して、国と地方自治体が協力して応急復旧活動を展開するための施設で、主な機能は指令本部機能、現地対策本部機能、物資の中継・配分機能、物資備蓄機能、災害医療支援機能、支援部隊の集結・活動のベースキャンプ機能、海外からの支援物資・人員の受入れ機能などとなっています。

国では、平成13年に首都圏と京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点整備を都市再生プロジェクトとして決定し、国が事業主体となって整備が進められ、首都圏では東京臨海広域防災公園及び東扇島東公園の整備が完了し、京阪神都市圏では堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点が平成23年度中に整備完了予定となっています。(詳細は、資料編の事例調査参照)

首都圏における基幹的広域防災拠点の整備及び京阪神都市圏における整備の検討が、都市再生プロジェクトに決定(平成13年6月)

#### →首都圏

- 首都圏広域防災拠点整備基本構想(平成13年8月策定)
- 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点整備基本計画(平成16年1月決定、平成16年8月変更)

- ・有明の丘地区…東京臨海広域防災公園 13.2ha (東京都江東区)
- ・東扇島地区 …東扇島東公園 15.8ha (神奈川県川崎市)

東京臨海広域防災公園は平成22年に開園、東扇島東公園は平成20年に整備完了

#### →京阪神都市圏

- 京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想(平成15年6月策定)

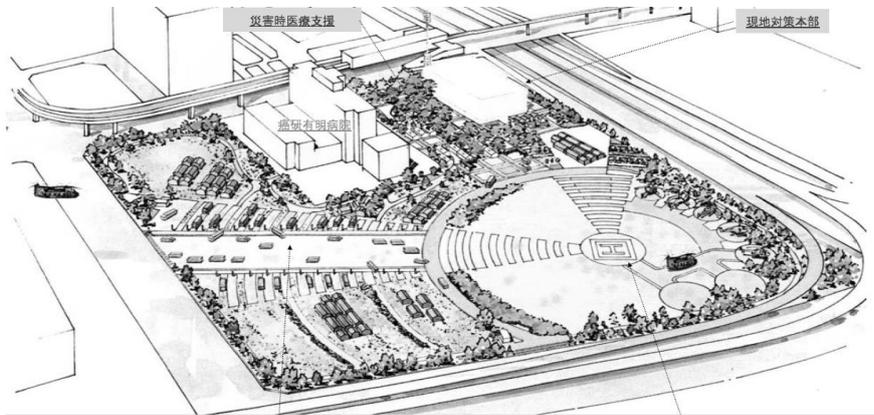
- ・大阪地区 (司令塔機能) : 大阪合同庁舎第4号館(暫定施設)  
(高次支援機能) : 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点 27.9ha(大阪府堺市)

堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点は平成23年度中に整備完了予定

■有明の丘地区：東京臨海広域防災公園（13.2ha）

施設概要

- 本部棟（約 0.5ha）  
 <災害時> 国・地方公共団体等の現地対策本部  
 <平常時> 防災体験学習施設や会議室、公園管理機能の事務所
- ヘリポート用地（約 2.6ha）
- 広域支援部隊等コア部隊ベースキャンプ地（約 2.5ha）
- 災害時医療支援用地（約 1.0ha）
- 広域支援部隊等ベースキャンプ等用地（約 6.6ha）



整備、管理・運営

	整備	管理・運営
公園	国・都	国・都
防災施設	国	国



多目的広場における広域支援部隊ベースキャンプ設置イメージ  
（平成16年東海地震中継地帯における活動状況より）

発災時運用イメージ  
（平成20年10月立川航空機）

5

■東扇島地区：東扇島東公園（15.8ha）

施設概要

- 物流コントロールセンター施設棟（約 0.3ha）
- ヘリポート用地（約 2.9ha）
- 広域支援部隊等ベースキャンプ等用地（約 3.0ha）
- 物資輸送中継基地用地（約 9.6ha）

整備、管理・運営

	整備	管理・運営
公園	国	市
防災施設	国	国



■大阪地区（高次支援機能）：堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点（27.9ha）

施設概要

- 救援物資の中継・分配機能
- 広域支援部隊の集結・ベースキャンプ機能
- 応急復旧用資機材の備蓄機能
- 海上輸送支援機能
- 災害医療支援機能

整備、管理・運営

	整備
公園	国
防災施設	国



■大阪地区（司令塔機能）：大阪合同庁舎第4号館（暫定施設）

施設概要

- オペレーションルーム
- 本部会議室

整備、管理・運営

	整備	管理
防災施設	国	国

17F	大阪管区気象台
16F	大阪管区気象台
15F	大阪管区気象台、大阪航空局
14F	大阪航空局
13F	大阪管区気象台、近畿運輸局
12F	近畿運輸局
11F	近畿運輸局
10F	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所、国土地理院近畿地方測量部、近畿財務局
9F	近畿財務局
8F	近畿財務局
7F	近畿財務局
6F	近畿財務局、近畿地方更生保護委員会
5F	近畿地方更生保護委員会、大阪保護観察所
4F	大阪税関大手前出張所、近畿厚生局
3F	近畿厚生局
2F	共用会議室(1~4) →本部会議室等として活用
1F	合同庁舎管理室
B1F	駐車場、倉庫
B2F	駐車場
B3F	倉庫

## ② 国の計画等による愛知県の防災拠点に関する位置づけ

内閣府では、「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成 18 年 4 月）を中央防災会議で決定し、その中で、「現地における被災情報のとりまとめや災害応急対策の調整を迅速かつ的確に実施するため、緊急災害現地対策本部を中部ブロックでは愛知県に置く」と位置づけられています。

### ■東南海・南海地震応急対策活動要領（平成 18 年 4 月）より

#### ○ 災害発生時における緊急災害現地対策本部の設置

- ア 東南海・南海地震が発生した場合、緊急災害対策本部は、現地における被災情報のとりまとめや、災害応急対策の調整（被災地内における広域的な資源配分等の調整等）を迅速かつ的確に実施するため、内閣府副大臣または政務官を長とする緊急災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置く。設置場所は原則として愛知県、大阪府、香川県とする。
- イ 現地対策本部の管轄区域（以下、「管轄内府県」という。）については、原則として、愛知県におく現地対策本部は岐阜県、静岡県、愛知県、三重県・・・の区域とする。

また、内閣府及び国土交通省中部地方整備局が中心となり、名古屋圏における中核的な広域防災拠点の必要性、広域防災拠点の適正配置及び広域交通ネットワークの形成による広域防災ネットワークの整備について、名古屋圏の都市構造や交通基盤の状況等の面からの検討を行い「名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想（平成 16 年 7 月）」が策定され、その中で、中核的な広域防災拠点の配置ゾーンとして、名古屋空港周辺と名古屋港周辺が位置づけられています。

なお、平成 17 年から平成 22 年までの防災白書には、大規模災害時において、広域的に連携し、応急対策、復旧・復興活動を迅速・円滑に進めるためには、情報収集や指揮、物資の集配機能等を備えた広域的・中核的施設の整備と地域防災拠点や輸送拠点等とのネットワークの形成が必要であるとのことから、「名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想」が掲載されてきました。

### ■名古屋圏広域防災ネットワーク整備基本構想（平成 16 年 7 月）より

#### 【名古屋圏における広域防災ネットワークが効果的に機能するために必要な機能】

- 高次支援機能
- 合同現地対策本部機能

#### 【中核的な広域防災拠点の配置ゾーン】

- 名古屋空港周辺
- 名古屋港周辺

図 広域防災拠点の配置ゾーン（注：各配置ゾーンは、その範囲内において少なくとも一つの広域防災拠点を配置すべきである範囲を示したものである。なお、各広域防災拠点は、被災時にはゾーンの輪に關係なく、拠点周辺の被災市街地に対して災害対策活動を展開する。）

